



## 中華人民共和国中外共同運営教育条例

平成 27 年 3 月 / 評価事業部国際課

※中外共同運営教育の活動に関する基本的規則で、別に実施方法が定められている。

・「中華人民共和国中外共同運営教育条例」(2003 年 3 月 1 日)

原語：「中华人民共和国中外合作办学条例」中华人民共和国国务院令 第 372 号 [中文]

[http://www.gov.cn/gongbao/content/2014/content\\_2692776.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2014/content_2692776.htm)

### ● 中華人民共和国中外共同運営教育条例 (2003 年 3 月 1 日公布 2013 年 7 月 18 日部分改訂)

#### 第 1 章 総則

##### 第 1 条

中外共同運営教育の活動を規範化し、教育の対外交流と連携を深め、教育事業の発展を促すため、「中華人民共和国教育法」、「中華人民共和国職業教育法」及び「中華人民共和公民営教育促進法」に基づき、本条例を制定する。

##### 第 2 条

外国の教育機関が中国の教育機関（以下、中外共同運営教育事業者と略称）と、中国域内において、中国公民を主な募集対象とする教育機関（以下、中外共同運営教育機関と略称）の活動を共同で行うにあたり、本条例を適用する。

##### 第 3 条

中外共同運営教育は、公益性事業に属し、中国の教育事業の構成部分である。

国は、中外共同運営教育に対し、拡大開放、規範的運営、法による管理、発展促進の方針を実行する。

国は、外国の質の高い教育資源を中外共同運営教育へ導入することを奨励する。

国は、高等教育、職業教育の分野において中外共同運営教育の実施を奨励し、中国の高等教育機関と外国の著名な教育機関が共同運営教育を行うことを奨励する。

##### 第 4 条

中外共同運営教育事業者及び中外共同運営教育機関の合法的權益は、中国の法律の保護を受ける。

中外共同運営教育機関は、法に則って国が規定する優遇政策を享受し、法に則って自主的に教育活動を実施する。

##### 第 5 条

中外共同運営教育は、中国の法律を遵守し、中国の教育方針を徹底して実行し、中国の公共道徳に合致しなければならない。中国の国家主権、安全及び公共の利益を損なってはならない。

中外共同運営教育は、中国の教育事業発展のニーズに合致し、教育の質を保証し、中国の社会主義建設事業の各種人材育成に力を尽くさなければならない。

##### 第 6 条

中外共同運営教育事業者は、各レベル各タイプの教育機関を共同で開設することができる。ただし、義務教育及び軍事、警察、政治等の特殊な性質の教育を実施する機関を開設してはならない。

##### 第 7 条

外国の宗教組織、宗教機関、宗教学校及び宗教関係の教職員は、中国域内において共同運営教育の活動をしてはならない。

中外共同運営教育機関は、宗教教育及び宗教活動を行ってはならない。

## 第8条

国務院教育行政部門は、全国の中外共同運営教育事業の統一的計画、総合的調整及びマクロ的管理に責任をもつ。国務院教育行政部門、労働行政部門及びその他の関係行政部門は、国務院が規定する職責の範囲内において、関係する中外共同運営教育事業について責任をもつ。

省、自治区、直轄市人民政府の教育行政部門は、その行政区域内の中外共同運営教育事業の統一的計画、総合的調整及びマクロ的管理に責任をもつ。

省、自治区、直轄市人民政府の教育行政部門、労働行政部門及びその他の関係する行政部門は、その職責の範囲内において、その行政区域における中外共同運営教育事業について責任をもつ。

## 第2章 設立

### 第9条

中外共同運営教育機関の設立を申請する教育機関は、法人資格を有していなければならない。

### 第10条

中外共同運営教育事業者は、資金、実物、土地使用権、知的財産権及びその他の財産をもって教育運営に投資することができる。

中外共同運営教育事業者の知的財産権の投資は、各自の投資額の3分の1を超えてはならない。ただし、国務院教育行政部門、労働行政部門又は省、自治区、直轄市人民政府が中国に招聘して共同運営教育を行う外国の教育機関による知的財産権の投資額は、その投資額の3分の1を超えてもよい。

### 第11条

中外共同運営教育機関は、「中華人民共和国教育法」、「中華人民共和国職業教育法」、「中華人民共和国高等教育法」等の法律及び関連する行政法規に規定される基本条件を備え、かつ法人資格を持たなければならない。ただし、外国の教育機関が学歴教育を実施する中国の高等教育機関と共同で設立し、高等教育を実施する中外共同運営教育機関は、法人資格を持たなくてもよい。

中外共同運営教育機関の設立は、国が開設する同レベル同タイプの教育機関設置基準を参考に執り行う。

### 第12条

本科以上の高等学歴教育を実施する中外共同運営教育機関設立の申請は、国務院教育行政部門が審査を行う。

高等専科教育及び非学歴高等教育を実施する中外共同運営教育機関設立の申請は、その設立予定機関所在地の省、自治区、直轄市人民政府が審査を行う。

中等学歴教育、自学考試サポート、予備校、就学前教育等の中外共同運営教育機関設立の申請は、その設立予定機関所在地の省、自治区、直轄市人民政府の教育行政部門が審査・承認を行う。

職業技能訓練を実施する中外共同運営教育機関設立の申請は、設立予定機関所在地の省、自治区、直轄市人民政府の労働行政部門が審査を行う。

### 第13条

中外共同運営教育機関の設立は、設立準備と正式な設立の2段階に分けられる。ただし、運営条件を備え、設置基準に達していれば、正式な設立を直接申請することができる。

### 第14条

中外共同運営教育機関の設立準備を申請するには、下記の書類を提出しなければならない。

(1) 開設申請報告。主に、中外共同運営教育事業者、設立予定の中外共同運営教育機関の名称、育成目標、運営の規模、運営のレベル、運営形式、運営条件、内部管理体制、経費調達及び管理使用等の内容を含まなければならない。

(2) 覚書。連携の期限、争議解決の方法等の内容を含まなければならない。

(3) 財産権を併記した資産の出所、資金額及び有効証明書類。

(4) 寄贈された学校の資産については、寄贈者の氏名、寄贈金額、用途と管理方法及び関係する有効証明書類を明記した寄贈合意書を提出しなければならない。

(5) 中外共同運営教育事業者の資金投入額の15%を下回らない初期資金の払込済証明。

## 第 15 条

中外共同運営教育機関の設立準備の申請については、審査機関は、申請を受理した日より 45 営業日以内に認可の可否決定を出さなければならない。認可すれば、設立準備批准書を発行し、認可しなければ、書面により理由を説明しなければならない。

## 第 16 条

設立準備の認可を受けた中外共同運営教育機関は、認可された日より 3 年以内に正式な設立の申請を提出しなければならない。3 年を過ぎた場合、中外共同運営教育機関は改めて届出をしなければならない。

設立準備期間中は、学生募集をしてはならない。

## 第 17 条

設立準備を完了し、正式な設立を申請するには、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 正式な設立申請書
- (2) 設立準備批准書
- (3) 設立準備状況報告
- (4) 中外共同運営教育機関の定款、第 1 回理事会、董事会又は共同管理委員会の構成員名簿
- (5) 中外共同運営教育機関の資産の有効証明書類
- (6) 学長又は主要な運営責任者、教員、財務会計担当者の資格証明書類

正式な設立を直接申請する中外共同運営教育機関は、前項の (1)、(4)、(5)、(6)、及び第 14 条の (2)、(3)、(4) に記された書類を提出しなければならない。

## 第 18 条

非学歴教育を実施する中外共同運営教育機関の正式な設立の申請については、審査機関は、申請を受理した日より 3 ヶ月以内に認可の可否決定を出さなければならない。学歴教育を実施する中外共同運営教育機関の正式な設立の申請については、審査機関は、申請を受理した日より 6 ヶ月以内に認可の可否決定を出さなければならない。認可の場合、統一様式、統一番号の中外共同運営教育許可証を交付し、認可しない場合、書面により理由を説明しなければならない。

中外共同運営教育許可証は、国務院教育行政部門が様式を定め、国務院教育行政部門及び労働行政部門が、職責分担に従って、それぞれ印刷して作成する。中外共同運営教育許可証は、国務院教育行政部門の統一番号とし、具体的な方法は、国務院教育行政部門が労働行政部門と共同で決定する。

## 第 19 条

学歴教育を実施する中外共同運営教育機関の正式な設立の申請については、審査機関が申請を受理してから、専門家委員会で評議を行い、専門家委員会が意見を提出しなければならない。

## 第 20 条

中外共同運営教育機関は、中外共同運営教育許可証の取得後、関連する法律、行政法規に基づいて登記を行い、登記機関は関連する規定に基づいて直ちに手続きを行う。

## 第 3 章 組織及び管理

### 第 21 条

法人資格を有する中外共同運営教育機関は、理事会又は董事会を設置しなければならない。法人資格を有しない中外共同運営教育機関は、共同管理委員会を設置しなければならない。理事会、董事会又は共同管理委員会の中国側構成員は 2 分の 1 を下回ってはならない。

理事会、董事会又は共同管理委員会は、5 人以上で構成し、理事長・副理事長、董事長・副董事長又は主任・副主任を各 1 人設ける。中外共同運営教育事業者の一方が理事長、董事長又は主任に就任した場合、もう一方が、副理事長、副董事長又は副主任に就任する。

法人資格を有する中外共同運営教育機関の法定代表者は、中外共同運営教育事業者の協議により、理事長、董事長又は学長の中から決定する。

## 第 22 条

中外共同運営教育機関の理事会、董事会又は共同管理委員会は、中外共同運営教育事業者の代表、学長又は主要な運営責任者、教職員代表等から構成され、そのうちの 3 分の 1 以上の構成員は、5 年以上の教育経験を有していなければならない。

中外共同運営教育機関の理事会、董事会又は共同管理委員会の構成員名簿は、審査機関に届け出なければならない。

## 第 23 条

中外共同運営教育機関の理事会、董事会又は共同管理委員会は、下記の職権を行使する。

- (1) 理事会、董事会又は共同管理委員会構成員の改選又は補選
- (2) 学長又は主要な運営責任者の任命、解任
- (3) 定款の変更、規則・制度の制定
- (4) 発展計画の策定、年度事業計画の承認
- (5) 教育運営経費の調達、予算・決算の審査
- (6) 教職員の定員数と給与基準の決定
- (7) 中外共同運営教育機関の分割、合併、終了の決定
- (8) 定款に定められたその他の職権

## 第 24 条

中外共同運営教育機関の理事会、董事会又は共同管理委員会は、少なくとも年 1 回会議を招集する。構成員の 3 分の 1 以上の提案により、理事会、董事会又は共同管理委員会の臨時会議を招集することができる。

中外共同運営教育機関の理事会、董事会又は共同管理委員会が、下記の重要事項を討議するときは、構成員の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決としなければならない。

- (1) 学長又は主要な運営責任者の任命、解任
- (2) 定款の変更
- (3) 発展計画の策定
- (4) 中外共同運営教育機関の分割、合併、終了の決定
- (5) 定款に定められたその他の重要事項

## 第 25 条

中外共同運営教育機関の学長又は主要な運営責任者は、中華人民共和国の国籍を有し、中国域内に定住し、祖国を愛し、品行方正で、教育経験があり、かつ相応の専門レベルを備えていなければならない。

## 第 26 条

中外共同運営教育機関の学長又は主要な運営責任者は、下記の職権を行使する。

- (1) 理事会、董事会又は共同管理委員会の決定を執行すること
- (2) 発展計画を実施し、年度事業計画、財務予算及び規則制度を起案すること
- (3) 職員の採用と解任、賞罰を実施すること
- (4) 教育、科学研究活動を実施し、教育の質を保証すること
- (5) 日常管理業務の責任をもつこと
- (6) 定款に定められたその他の職権

## 第 27 条

中外共同運営教育機関は、法に則って、教員、学生を管理する。

中外共同運営教育機関が招聘する外国籍教員と外国籍管理職員は、学士以上の学位と相応する職業証書を有し、かつ 2 年以上の教育経験を有しなければならない。

外国側の中外共同運営教育事業者は、当該教育機関から一定数の教員を選抜派遣して中外共同運営教育機関で教員をさせなければならない。

## 第 28 条

中外共同運営教育機関は、法に則って教員、学生の合法的權益を守り、教職員の給与、福利厚生を保障し、かつ教職員のために社会保険料を納入しなければならない。

中外共同運営教育機関の教職員は、法に則って労働組合等の組織を作り、かつ教職員代表大会等の形式を通じて、中外共同運営教育機関の民主的な管理に参加する。

## 第 29 条

中外共同運営教育機関の外国籍職員は、外国人の中国域内における就労に関連する規定を遵守しなければならない。

## 第 4 章 教育

### 第 30 条

中外共同運営教育機関は、中国の同クラス同類の教育機関に対する要求に基づき、憲法、法律、公民道徳、国情等の内容の課程を開設しなければならない。

国は、中外共同運営教育機関が、域内で緊急に必要とされ、国際的に先進性を有する課程・教材の導入を奨励する。

中外共同運営教育機関が開設する課程と導入する教材は、審査機関に届け出なければならない。

### 第 31 条

中外共同運営教育機関は二一ズに基づき、外国の言語・文字を用いて教育を行うことができるが、標準中国語及び標準漢字を基本的な教育言語・文字としなければならない。

### 第 32 条

高等学歴教育を実施する中外共同運営教育機関の学生募集は、国の高等教育機関学生募集計画に組み込まれる。その他の学歴教育を実施する中外共同運営教育機関の学生募集は、省、自治区、直轄市人民政府の教育行政部門の規定に従って執り行う。

中外共同運営教育機関が海外の学生を募集するには、国の関連する規定に従って執り行う。

### 第 33 条

中外共同運営教育機関の学生募集要項及び広告は、審査機関に届け出なければならない。

中外共同運営教育機関は、教育運営のタイプ・レベル、学科設置、課程内容及び学生募集規模等に関連する状況を、定期的に公表しなければならない。

### 第 34 条

中外共同運営教育機関が学歴教育を実施する場合、国の関連規定に従って、学歴証書又はその他の学業証書を授与する。

非学歴教育を実施する場合、国の関連規定に従って、研修証書又は終了証書（原語：结业证书）を授与する。

職業技能訓練を受ける学生については、政府の承認を経た職業技能検定機関の検定に合格した場合、国の関連規定に従って、相応する国の職業資格証書を授与することができる。

中外共同運営教育機関が、高等学歴教育を実施する場合、国の関連規定に従って、中国の相応する学位証書を授与することができる。

中外共同運営教育機関が授与する外国の教育機関の学歴・学位証書は、当該教育機関が属する国で授与する学歴・学位証書と同一で、かつ当該国で承認を得なければならない。

中国は、中外共同運営教育機関の授与する外国教育機関の学歴・学位証書の承認について、中華人民共和国が締結、又は加入している国際条約に基づき処理するか、又は、国の関連法規に従って処理する。

### 第 35 条

国务院教育行政部門又は省、自治区、直轄市人民政府の教育行政部門及び労働行政部門等その他の関係する行政部門は、中外共同運営教育機関に対する日常の監督を強化し、社会的機関を組織、又はこれに委託し、中外共同運営教育機関の教育運営レベルと教育の質について評価を実施し、かつその評価結果を公表しなければならない。

## 第5章 資産及び財務

### 第36条

中外共同運営教育機関は、法に則って健全な財務・会計制度と資産管理制度を整備し、かつ国の関連規定に従って会計帳簿を作成しなければならない。

### 第37条

中外共同運営教育機関の存続期間中、あらゆる資産は、中外共同運営教育機関が、法に則って法人の財産権を有し、いかなる組織、個人も横領してはならない。

### 第38条

中外共同運営教育機関の費用徴収項目と基準は、国の政府による価格決定に関する規定に基づき決定しかつ公布する。承認を経ずに徴収項目の増加や、基準を上げることはできない。  
中外共同運営教育機関は、学費及びその他の費用を人民元で徴収しなければならないが、学費及びその他の費用を外貨で徴収してはならない。

### 第39条

中外共同運営教育機関が徴収する費用は、主に教育活動と教育運営条件の改善に使用しなければならない。

### 第40条

中外共同運営教育機関の外貨による収支及び外貨口座開設・使用については、国の外貨管理規定を遵守しなければならない。

### 第41条

中外共同運営教育機関は、毎会計年度の終了時期に財務会計報告を作成し、社会の監査機関に監査を委託して監査結果を公表し、かつ審査機関に届け出なければならない。

## 第6章 変更及び終了

### 第42条

中外共同運営教育機関の分割・合併は、財務清算後、当該機関の理事会、董事会又は共同管理委員会が審査機関に報告し承認される。

分割・合併を申請した非学歴教育を実施する中外共同運営教育機関について、審査機関は、申請を受理した日より3ヶ月以内に書面による回答をしなければならない。

分割・合併を申請した学歴教育を実施する中外共同運営教育機関について、審査機関は、申請を受理した日より6ヶ月以内に書面による回答をしなければならない。

### 第43条

中外共同運営教育機関の共同運営教育事業者の変更は、共同運営教育事業者が、財務清算後、当該機関の理事会、董事会又は共同管理委員会の同意を経て審査機関に報告し、許可を得て、かつ相応の変更手続きを行わなければならない。

中外共同運営教育機関の所在地、法定代表者の変更は、審査機関に報告し、許可を得て、かつ相応の変更手続きを行わなければならない。中外共同運営教育機関の学長、又は主要な運営責任者の変更は、適時変更の手続きをおこなわなくてはならない。

### 第44条

中外共同運営教育機関の名称、レベル、タイプの変更は、当該機関の理事会、董事会又は連合管理委員会が審査機関に報告し審査の上、認可される。

非学歴教育を実施している中外共同運営教育機関の変更申請について、審査機関は、申請を受理した日より3ヶ月以内に書面による回答をしなければならない。

学歴教育を実施している中外共同運営教育機関の変更申請について、審査機関は、申請を受理した日より6ヶ月以内に書面による回答をしなければならない。

## 第 45 条

中外共同運営教育機関は、下記のいずれかの状況に該当する場合、終了しなければならない。

- (1) 定款の規定に基づき終了の必要があり、かつ審査機関の承認を経た場合
- (2) 中外共同運営教育機関許可証が取り消された場合
- (3) 債務超過のため教育運営の継続ができなくなり、かつ審査機関の承認を経た場合

中外共同運営教育機関の終了においては、在校生について適切に対処しなければならない。中外共同運営教育機関が終了を申請する際、同時に在校生について適切に対処する方案を提出しなければならない。

## 第 46 条

中外共同運営教育機関が終了する際は、法に則って財務の清算をしなければならない。

中外共同運営教育機関が自ら終了する場合、中外共同運営教育機関が清算を実施する。審査機関により法に則って承認を取り消された場合、審査機関が清算を実施する。また債務超過のため教育運営が継続できずに終了する場合、法に則って人民法院に清算の実施を申し立てる。

## 第 47 条

中外共同運営教育機関が清算するとき、下記の順序で、債務を償還しなければならない。

- (1) 学生に返済すべき学費とその他の費用
- (2) 教職員に支払うべき給与及び納付すべき社会保険料
- (3) 償還すべきその他の債務

中外共同運営教育機関が上記の債務を償還した後の余剰財産は、関連する法律、行政法規の規定に従って処理する。

## 第 48 条

中外共同運営教育機関が終了の承認を経た場合、又は中外共同運営教育許可証を取り消された場合、中外共同運営教育許可証と印鑑を審査機関に返還し、法に則って登記を抹消しなければならない。

## 第 7 章 法律責任

### 第 49 条

中外共同運営教育の審査機関及びその職員は、職務上の便宜を利用し他人の財物又はその他の利益を受け取ったり、職権乱用や職務怠慢により、本条例に規定する条件に合致しない者に中外共同運営教育許可証を交付した場合、又は違法行為が発覚しても取り締まらず、重大な結果をもたらして刑法に触れた場合、主管責任者とその他の直接責任者に対して、刑法の収賄罪、職権乱用罪、職責怠慢罪又はその他の罪の規定に基づき、法に則って刑事責任を追及する。刑事処罰に当たらない場合は、法に則って行政処分を行う。

### 第 50 条

本条例の規定に違反し、中外共同運営教育機関審査の職権を超えた場合、その認可文書は無効となり、上級機関が是正するよう命じる。主管責任者とその他の直接責任者に対しては、法に則って行政処分を行う。公共の財産、国と人民の利益に重大な損失を与えた場合、刑法の職権乱用罪又はその他の罪の規定に基づき、法に則って刑事責任を追及する。

### 第 51 条

本条例の規定に違反し、認可を経ずに勝手に設立した中外共同運営教育機関、又は不正な手段で中外共同運営教育許可証を詐取した場合、教育行政部門又は労働行政部門が、職責分担に従って取り締まるか、又は公安機関と共同で取り締まり、学生から徴収した費用の返還を命じ、かつ 10 万元以下の罰金を科す。

刑法に触れた場合、刑法の詐欺罪又はその他の罪の規定に基づき、法に則って刑事責任を追及する。

## 第 52 条

本条例の規定に違反し、中外共同運営教育機関の設立準備期間に学生募集をした場合、教育行政部門又は労働行政部門が、職責分担に従って学生募集の停止を命じ、学生から徴収した費用の返還を命じ、かつ 10 万元以下の罰金を科す。事案が重大で、学生募集の停止を拒否する場合、審査機関が設立準備批准書を取り消す。

## 第 53 条

中外共同運営教育事業者が、虚偽の出資又は中外共同運営教育機関設立後に資金引き出しを行った場合、教育行政部門又は労働行政部門が、職責分担に従って期限を定めて是正を命じる。期限が過ぎては是正しない場合、教育行政部門又は労働行政部門が、職責分担に従って虚偽の出資金又は引き出した資金の 2 倍以下の罰金を科す。

## 第 54 条

中外共同運営教育機関許可証の偽造、変造及び売買をした場合、刑法の国家機関証明書の偽造、変造、売買の罪又はその他の罪の規定に基づき、法に則って刑事責任を追及する。

## 第 55 条

中外共同運営教育機関が、認可を経ずに費用徴収項目を増加又は費用基準を引き上げた場合、教育行政部門又は労働行政部門が、職責分担に従って多く徴収した費用の返還を命じ、かつ価格主管部門が関連する法律、行政法規の規定に基づき、処罰する。

## 第 56 条

中外共同運営教育機関の管理が混乱し、教育の質が低下し、劣悪な影響がある場合、教育行政部門又は労働行政部門が、職責分担に従って期限を定めて整理し、かつ公告を行う。事案が重大で、期限を過ぎても整理せず、又は整理しても要求に達しない場合、教育行政部門又は労働行政部門が、職責分担に従って学生募集の停止を命じ、中外共同運営教育許可証を取り消す。

## 第 57 条

本条例の規定に違反し、虚偽の学生募集要項を公表し、財物を詐取した場合、教育行政部門又は労働行政部門が、職責分担に従って期限を定めて是正を命じ、かつ警告を出す。違法な所得がある場合、徴収した費用の返還後、違法な所得を没収し、かつ 10 万元以下の罰金を科す。事案が重大な場合、学生募集の停止を命じ、中外共同運営教育許可証を取り消す。犯罪にあたる場合、刑法の詐欺罪又はその他の罪の規定に基づき、法に則って刑事責任を追及する。

中外共同運営教育機関が虚偽の広告で学生募集をした場合、「中華人民共和国広告法」の関連規定に基づき、その法的責任を追及する。

## 第 58 条

中外共同運営教育機関が、中外共同運営教育許可証取り消しの行政処分を受けた場合、当該理事長又は董事長、学長又は主要な運営責任者は、中外共同運営教育許可証が取り消された日より 10 年間、いかなる中外共同運営教育機関の理事長または董事長、学長又は主要な運営責任者になることができない。

本条例の規定に違反し、刑法に触れ、法に則って刑事責任を追及された場合、刑罰の執行期間が終了した日より 10 年間、中外共同運営教育活動に従事することができない。

## 第 8 章 付則

### 第 59 条

香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の教育機関と、中国本土の教育機関との共同運営教育は、本条例の規定を参照して執り行う。

### 第 60 条

工商行政管理部門において登記され、中外共同によって実施される営利的な訓練機関の管理方法は、国務院が別途規定する。



### **第 61 条**

外国の教育機関と中国の教育機関が、中国域内で共同して実施する中国公民を主要な学生募集対象とした学歴教育及び自学考試サポート、予備校、就学前教育等の共同運営教育プログラムの具体的な審査と管理方法は、国務院教育行政部門が制定する。

外国の教育機関と中国の教育機関が、中国域内で共同して実施する中国公民を主要な学生募集対象とした職業技能訓練の共同プログラムの具体的な審査・承認と管理方法は、国務院労働行政部門が制定する。

### **第 62 条**

外国の教育機関、その他の組織又は個人は、中国域内において中国公民を主要な学生募集対象とする学校及びその他の教育機関を単独で設立することはできない。

### **第 63 条**

本条例の施行前に法に則って設立された中外共同運営教育機関は、本条例に規定された中外共同運営教育許可証を追って取得しなければならない。そのうち、本条例の定める規定条件を完全に備えていない場合、本条例施行の日より 2 年以内に本条例に規定する条件に達しなければならない。期限までに本条例の規定条件に達しない場合、審査機関によって取り消される。

**第 64 条** 本条例は 2003 年 9 月 1 日から施行する。